

# 許可証への『C・D条件箇所一覧』の追加について

---

平成30年3月15日 発行

関東地方整備局 道路部 交通対策課



# 許可証への『C・D条件箇所一覧』の追加について

平成30年3月28日（水）より、許可証関係書類に『C・D条件箇所一覧』が追加されます。『C・D条件箇所一覧』とは、通行条件が「C条件またはD条件」となる通行区間又は箇所を個別具体的に明示したものです。

また、条件書の記載内容（例：誘導車配置区間）についても、原則下記の通り『C・D条件箇所一覧』の区間又は箇所と表示されるようになります。

## ＜条件書への記載例＞

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び速行禁止とすること。  
〔申請経路全路線 但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く 〕  
  
なお、次の区間の橋梁等を通行するときは、2車線内に他の車両が同時に通行しない状態で通行すること。  
〔別紙「C・D条件箇所一覧」D条件の区間又は箇所 〕
2. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。  
  
なお、次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、道路中央（道路標識等による車道中央線が設けられているときはその道路中央とする。）を越えなければ通行できない場合があるので、その箇所の通行に当たって他の交通の安全を確保するための誘導措置（誘導車又は誘導員による誘導及び前方、後方の確認）をとること。  
〔別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所 〕
3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。  
〔申請経路全路線 〕
4. 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること。  
〔別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所 〕



# 許可証への『C・D条件箇所一覧』の追加について

## ●『C・D条件箇所一覧』概要

ファイル 編集 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

ホーム ツール 文書 12 / 17 61.4% サインイン

しおり

- 特殊車両通行許可申請 (新規)
- 条件書
- 条件書 (裏)
- 車両内訳書
- 通行経路表
- C・D条件箇所一覧**

受付許可番号: 国開整道交特車 第000165号 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (SI.2-2)

### C・D条件箇所一覧

通行経路	出発地住所	目的地住所	障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	目的地側交差点	交差点地先名
1	20-1-相模大野_S	20-1-相模大野_E	狭小職員	C	相模原市	主要地方道 神奈川県51号線 町田厚木線	南区相模大野	往復	-	南大野派出所#5339230110	南区南台	~	谷口#5339230168
										車両幅-3.30m 21時~6時に通行のこと			上軸間
			未収録道路	寸法:C 重量:D	大和市	試験路線01	-	-	-	谷口#5339230168	-	~	試験交差点
										車両幅-3.30m 21時~6時に通行のこと			-
			未収録道路	寸法:C 重量:D	大和市	試験路線02	-	-	-	試験交差点	-	~	若松二丁目#5339231875
										車両幅-3.30m 21時~6時に通行のこと			-

許可証に「C・D条件箇所一覧」が追加されます。

条件を付す区間又は箇所が個別具体的に表示されます。

# 許可証への『C・D条件箇所一覧』の追加について

## <参考:通行条件>

通行条件	重量に関する条件	寸法に関する条件
A条件	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B条件	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C条件	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D条件	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ、2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	

(注) 「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。